

衆議院内閣委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 4 月 12 日（水）、第 12 回の委員会が開かれました。

- 1 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 38 号）
 - ・高市国務大臣、中野内閣府大臣政務官、本田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・塩川鉄也君（共産）、緒方林太郎君（有志）及び大石あきこ君（れ新）が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、有志、 反対－共産、れ新）
 - ・神田憲次君外 5 名（自民、立憲、維新、公明、国民、有志）から提出された附帯決議案について、稲富修二君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、有志、 反対－共産、れ新）
（質疑者）石原宏高君（自民）、福重隆浩君（公明）、本庄知史君（立憲）、吉田統彦君（立憲）、阿部司君（維新）、浅野哲君（国民）、塩川鉄也君（共産）、緒方林太郎君（有志）、大石あきこ君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

石原宏高君（自民）

法律案

- ア 匿名加工医療情報の利活用
- イ 医療情報取扱事業者による医療情報の提供
- ウ 仮名加工医療情報の作成事業者及び利用事業者の認定基準
- エ 仮名加工医療情報の利活用
- オ 公的データベースとの連結
- カ 本法律案の意義及び周知

福重隆浩君（公明）

法律案

- ア 本法律案の意義
- イ 国民の理解を得るための取組
- ウ 外国の薬事審査機関に対する仮名加工医療情報の提供
- エ 公的データベースとの連結
- オ 医療情報取扱事業者による医療情報の提供
- カ 仮名加工医療情報利用事業者の認定基準

本庄知史君（立憲）

法律案

- ア 現行法施行後の実績
- イ 医療データ政策の推進体制
- ウ 不適切事案への対応
- エ 本法律案の周知

- オ 仮名加工医療情報利用事業者の認定基準
- カ 公的データベースとの連結
- キ 医療情報取扱事業者による医療情報の提供

吉田統彦君（立憲）

法律案

- ア 仮名加工医療情報の利活用
- イ 公的データベースとの連結
- ウ 医療データの活用のグランドデザイン
- エ 国立病院機構臨床研究センター

阿部司君（維新）

法律案

- ア 法施行後5年間の医療情報の利活用
- イ 認定匿名加工医療情報作成事業者
- ウ 患者・国民の理解の醸成
- エ 医療DXの推進
- オ データの漏えい・不適切利用
- カ 改正による医療データの利活用

浅野哲君（国民）

法律案

- ア 仮名加工医療情報の利活用
- イ 医療情報提供の促進

塩川鉄也君（共産）

法律案

- ア 医療情報の提供に係る本人同意
- イ 医療情報取扱事業者による医療情報提供の任意性

緒方林太郎君（有志）

法律案

- ア 個人等の特定による権利利益の侵害の防止
- イ 医療情報の利活用推進
- ウ 認定事業者の認定基準

大石あきこ君（れ新）

法律案

- ア 医療データ流出への対応
- イ 医療情報提供後の情報削除